

警 務 第 23 号
刑 捜 一 第 16 号
平成 12 年 11 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律並びに犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の施行及び運用上の留意事項について（例規通達）

「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」（平成12年法律第74号）のうち第1条の規定（刑事訴訟法第157条の4の新設及び第235条の改正に係る規定に限る。）及び第2条の規定を除く部分並びに「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（平成12年法律第75号）については、本年11月1日から施行される。

今回施行される規定は、主として公判段階の手続に関するものであるが、刑事訴訟法第157条の2の新設に伴い、証人の不安又は緊張を緩和するのに適当であると裁判所が認める者が証人尋問の際に証人に付き添うことが可能となることから、今後同条に基づき、被害者対策に従事している警察職員がその任に当たることも考えられる。

よって、各所属にあっては、証人等から付添いの要請があった場合には、下記のとおり対応することとされたい。

記

1 証人等から付添いの要請を受けた場合の対応

新設される刑事訴訟法第157条の2に基づき、裁判所が証人への付添いの必要性を判断することとなるが、証人等から同条に基づく付添いを要請された場合であって、証人の保護及び被害者対策の観点から警察として対応することが適切でありかつ必要であると考えられる場合は、適当と認められる被害者対策に従事している警察職員が付き添うことができるよう配慮すること。なお、その際、当該証人が特定の警察職員の付添いを希望している場合にあっては、可能な限りその意向を尊重すること。

2 警察職員が付添いをするに当たっての留意事項

(1) 証人等が警察職員の付添いを希望する場合であっても、裁判所が、刑事訴訟法第157条の2第1項にいう「裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれ」があると判断し、被害者対策に従事している警察職員の付添いを認めないこともあり得ると考えられる。

各所属にあっては、証人等が警察職員の付添いを希望した場合であっても、このような理由から裁判所によって付添いが認められないことがあり得る旨、証人等にあらかじめ伝えておくこと。

(2) 証人尋問中、証人の供述の内容に不当な影響を与えるような言動等は、同条第2項により禁止されていることから、不用意にそのような言動をすることのないよう、付添いに当たる被害者対策に従事している警察職員に事前に指導すること。